○文部科学省令第十六号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十七日

文部科学大臣　萩生田光一

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則（平成十八年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「浮動小数点演算」を「倍精度浮動小数点演算」に改め、「毎秒十ペタ回」を「毎秒四百ペタ回」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正前の第二条第二項の規定に基づく特定高速電子計算機施設を利用した特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第三条に規定する施設利用研究に係る同法第八条第一項第二号に規定する利用支援業務については、この省令の施行前に同法第八条第一項の登録を受けていた者が引き続き行うこととする。